経済産業省

安全保障貿易管理制度と
大学等における対応の留意点

経済産業省
安全保障貿易管理課

目次

１．安全保障貿易管理制度について

２．大学等における安全保障貿易管理の留意点

1.　安全保障貿易管理制度について

安全保障貿易管理制度の全体像

- 制度の枠組みは法律、規制対象品目は政令、品目の仕様は省令でそれぞれ規定。

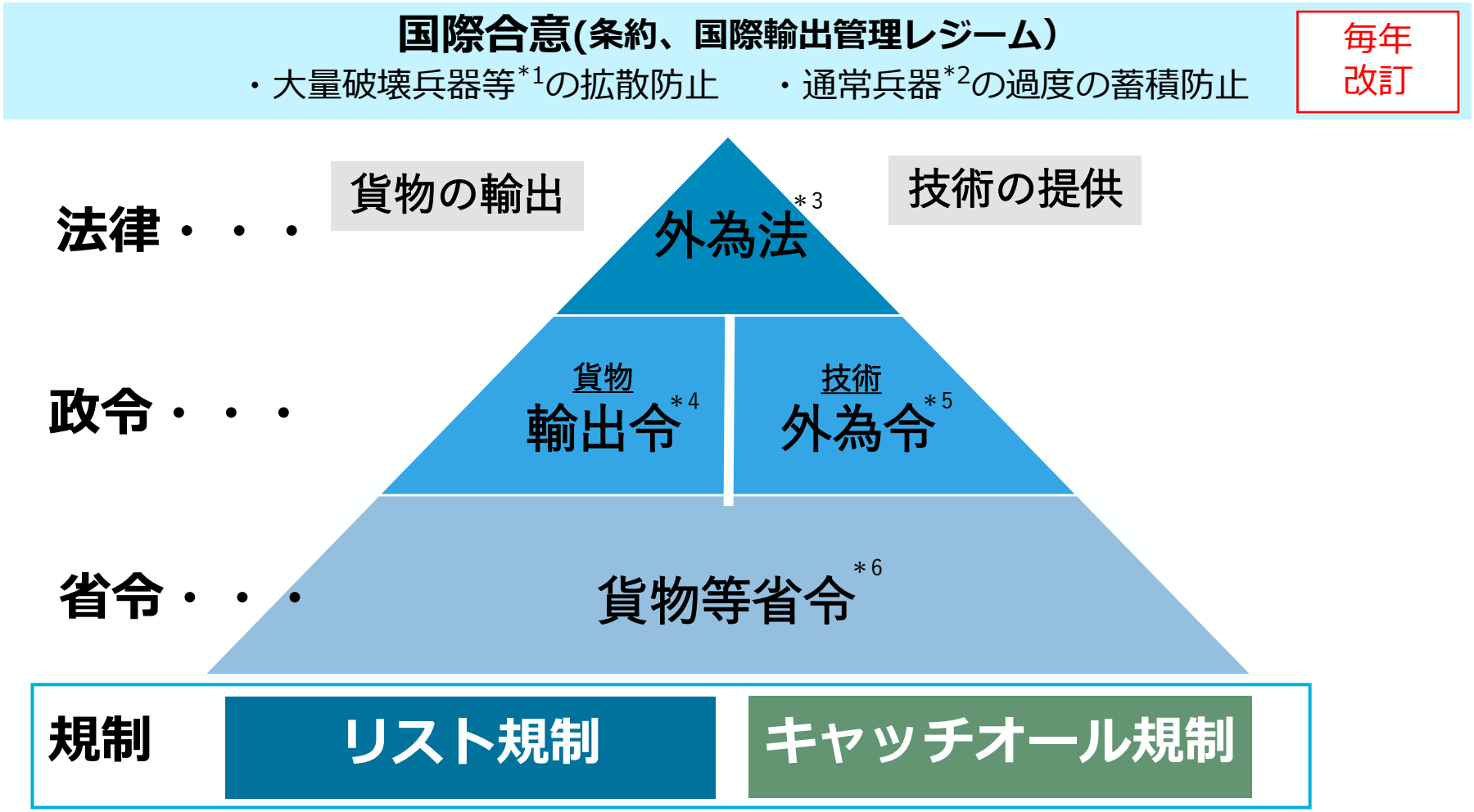

＊1大量破壊兵器等：核兵器、化学・生物兵器、ミサイル　＊2通常兵器：銃砲、爆発物、火薬類、軍用車両等の武器　＊3:外為法：外国為替及び外国貿易法
＊4:輸出令：輸出貿易管理令　＊5:外為令：外国為替令　＊6:貨物等省令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

国際的な輸出管理の枠組み

国際的な枠組

条約

核兵器、生物・化学兵器そのものを規制

	大量破壊兵器関連			通常兵器
	核兵器	生物・化学兵器	ミサイル	
条約	NPT （核兵器不拡散条約）	①BWC ②CWC	＊1 ＊2 ―	―
参加国 機関	191 か国	① 182 か国 ② 193 か国	―	―

国際輸出管理レジーム

大量破壊兵器等及び通常兵器並びにそれらの開発等に用いられる技術や汎用品の輸出を管理

国際輸出 管理レジーム	NSG （原子力供給国グループ）	AG （ｵｰｽﾄﾗﾘｱ･ｸﾞﾙｰﾌﾟ）	MTCR （ﾐｻｲﾙ技術管理ﾚｼﾞｰﾑ）	WA （ﾜｯｾﾅｰ･ｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄ）
参加国 機関	48 か国	42 か国 およびEU	35 か国	42 か国

国内の枠組

外国為替及び外国貿易法

防衛装備移転三原則

＊1：①生物兵器禁止条約　＊2：②化学兵器禁止条約

輸出管理手続を規定する法令条文：（例）技術の提供

外為法第25条（役務取引等）　（抄）

第1項

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める**特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術**（以下「**特定技術**」という。）を**特定の外国**（以下「**特定国**」という。）**において提供**することを目的とする取引を行おうとする**居住者若しくは非居住者**又は**特定技術**を**特定国の非居住者に提供**することを目的とする取引を行おうとする**居住者**は、政令で定めるところにより、当該取引について、**経済産業大臣の許可**を受けなければならない。

第3項

３　経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

一　第一項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき　同項の取引に関する次に掲げる行為

イ　特定国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（以下「**特定記録媒体等**」という。）**の輸出**

ロ　特定国において受信されることを目的として行う電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）による特定技術を内容とする**情報の送信**（本邦内にある電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。）からの送信に限る。以下同じ。）

※貨物の輸出は外為法第48条を参照。

外為法第25条（役務取引等）　（抄）

第1項

前段　国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める**特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術**（以下「**特定技術**」という。）を**特定の外国**（以下「**特定国**」という。）**において提供**することを目的とする取引を行おうとする**居住者若しくは非居住者**

後段　又は**特定技術**を**特定国の非居住者に提供**することを目的とする取引を行おうとする**居住者**は、政令で定めるところにより、当該取引について、**経済産業大臣の許可**を受けなければならない。

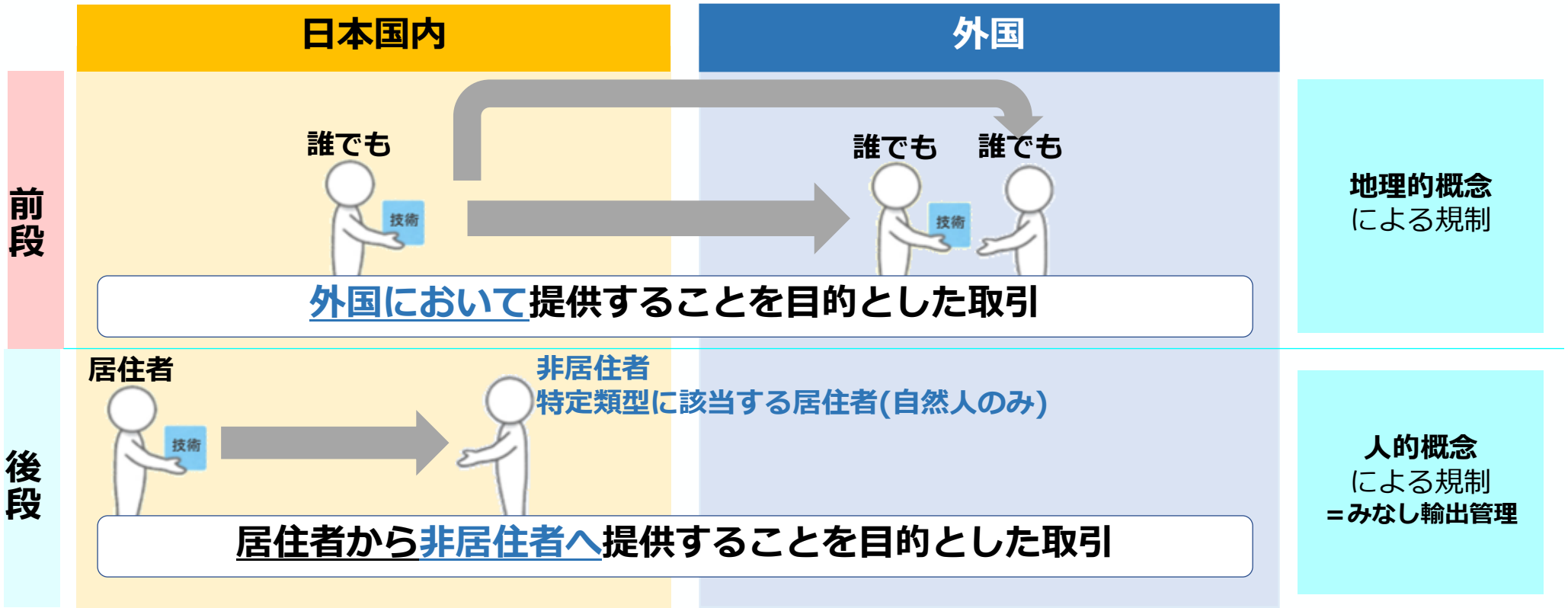

外為法第25条（役務取引等）　（抄）

第3項

３　経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

一　第一項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき　同項の取引に関する次に掲げる行為

イ　**特定国を仕向地**とする**特定技術**を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（以下「**特定記録媒体等**」という。）**の輸出**

ロ　**特定国において受信**されることを目的として行う電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）による**特定技術**を内容とする**情報の送信**（本邦内にある電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。）からの送信に限る。以下同じ。）

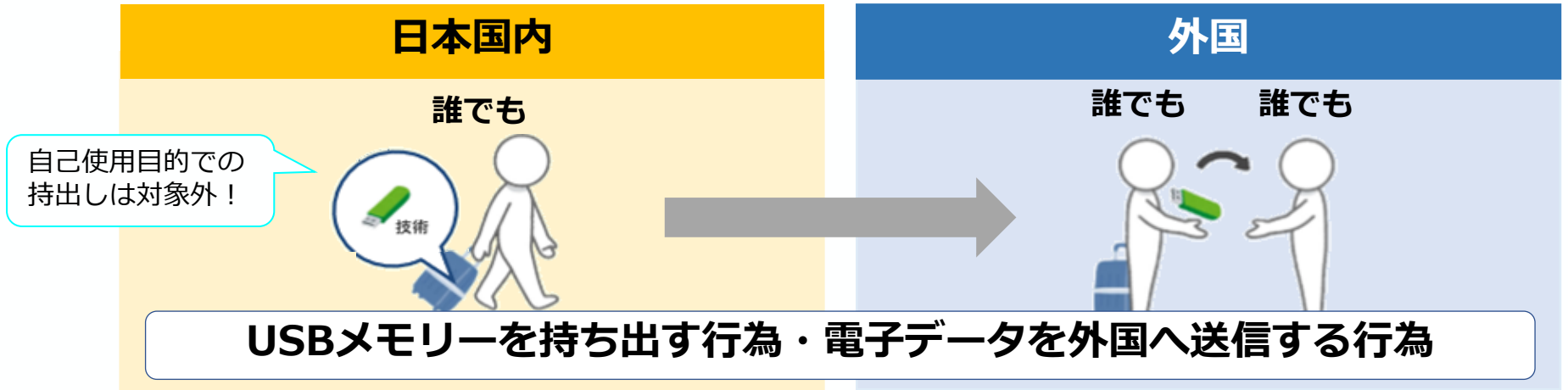

外為法（法律）	外為令（政令）	省令
外為法第25条第1項 **政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術**を	**外為令第17条第1項** **別表中欄に掲げる技術**を	**貨物等省令第15条～28条** 技術の具体的規制範囲・内容を規定
特定の外国において 又は **特定国の非居住者** に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（若しくは非居住者）は	**同表下欄に掲げる外国**（＝全地域）において 又は **同表下欄に掲げる外国の非居住者** に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（若しくは非居住者）は	
政令で定めるところにより 経済産業大臣の許可を受けなければならない	**外為令第17条第4項** **経済産業省令で定める手続により** 当該許可の申請をしなければならない	**貿易外省令第1条の2** 電子情報処理組織を使用した許可の手続き等を規定

（別表）

	技術（中欄）	外国（下欄）	
一一	（一）　輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、**経済産業省令で定めるもの**	全地域	リスト規制
一六	関税定率法別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	全地域（輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。）	キャッチオール規制

※政令の原文では縦書きの表になっていることから「中欄」／「下欄」と記載

非居住者への技術提供：居住者・非居住者の区分

- **来日後６か月未満の外国人であって日本の大学等に雇用されていない者（非居住者）**への規制対象技術の提供には、許可が必要。
- **入国後６か月経過**又は**国内の事務所に勤務する外国人**は**居住者**として扱われる。

居住者

日本人の場合
①我が国に居住する者
②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合
①我が国にある事務所に勤務する者
②我が国に入国後６月以上経過している者

法人等の場合
①我が国にある日本法人等
②外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所
③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合
①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
②２年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
③出国後外国に２年以上滞在している者
④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が６月未満の者

外国人の場合
①外国に居住する者
②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）

法人等の場合
①外国にある外国法人等
②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、米軍等及び国際連合の軍隊等

財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について（抄）」より

みなし輸出の明確化：大学等における特定類型該当者の具体例

- **特定類型①～③に該当**する居住者への技術提供は、**みなし輸出管理の対象。**
- あくまで**個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたもの。**

特定類型①	雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者	例①：外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む。）をしている本邦大学の教職員 例②：外国企業（※）に勤務している社会人学生 ※国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業（外国企業の子会社である本邦法人）は含まれない
特定類型②	経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者	例①：外国政府から留学資金の提供を受けている学生 例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として（×　大学として、研究室として）多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者
特定類型③	国内において外国政府等の指示の下で行動する者	例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者

※各特定類型の正確な定義については、必ず「役務通達」の規定を確認すること。

特定類型該当性の確認方法

- 特定類型該当性の判断について、故意・過失が認められる場合をまとめると下表のとおり。

<table>
<tr><th></th><th>受領者が提供者の
指揮命令下にない</th><th>受領者が提供者の
指揮命令下にある</th><th>共通</th></tr>
<tr><td>特定類型①
特定類型②</td><td>商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかな場合
→漫然と技術提供を行う場合、通常果たすべき注意義務を履行していないと解される</td><td>以下の方法で特定類型に該当するか否かを確認している場合は、通常果たすべき注意義務を履行していると解される

<採用時>
自己申告による確認
※改正役務通達の施行時点で既に採用している場合は不要

<勤務時>
新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認
※就業規則において、副業行為等の利益相反行為が禁止・申告制になっている場合を含む</td><td rowspan="2">特定類型に該当する可能性があると経済産業省が提供者に連絡をした場合
→漫然と技術提供を行う場合、通常果たすべき注意義務を履行していないと解される</td></tr>
<tr><td>特定類型③</td><td colspan="2">商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかな場合
→漫然と技術提供を行う場合、通常果たすべき注意義務を履行していないと解される</td></tr>
</table>

規制の概要

- 外為法に基づく輸出規制は、**（１）リスト規制**と**（２）キャッチオール規制で**構成。
- 規制に該当する技術の提供や貨物の輸出を行う場合には、経済産業大臣への許可申請が必要。

「仕向地等」と「品目」による規制の整理

<table>
<tr><th>仕向地等
品目</th><th>輸出令別表第3に掲げられている（安全保障貿易管理を厳格に実施している）地域</th><th>国連武器禁輸国・地域 注1）</th><th>左記を除く国・地域</th></tr>
<tr><td>政省令で定める品目
（リスト規制品目）</td><td colspan="3">（1）リスト規制
技術または貨物がリスト規制品目に該当する場合、経済産業大臣への許可申請が必要</td></tr>
<tr><td>上記以外の全ての品目
（食品、木材等を除く）</td><td>許可申請は不要</td><td colspan="2">（2）キャッチオール規制
相手先やその用途に安全保障上の懸念がある場合、
経済産業大臣への許可申請が必要となる可能性あり</td></tr>
</table>

注）輸出令 別表第3の2に掲げられている、国連安保理決議により武器輸出を禁止する措置が取られている国・地域

リスト規制：該非判定における「合体マトリックス表」

- **リスト規制品目**とその**仕様等**をまとめた一覧表。項番毎に政令、省令、通達の該当箇所を一覧化。
- Excel形式のため、検索機能の活用により効率的な確認が可能。
- 経済産業省ホームページから最新版をダウンロード可能（**経済産業省「合体マトリックス」**で検索）。

①輸出令で
品目名を確認

②貨物等省令で
仕様（スペック）
を確認

①②に合致する場合は、
リスト規制に該当と判定

運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。

輸出令第２項		貨物等省令第１条	
項番	項 目	項番	項 目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令第２項（12）	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの １ 数値制御を行うことができる工作機械 ２ 測定装置（工作 ことができるものを含む。）	貨物等省令第１条十四号	工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。） イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（（三）に該当するものを除く。） （一）国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO230／2（1988）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0．006ミリメートル未満のもの （二）直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの （三）棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の１及び2に該当するもの １ 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの ２ チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するもの（（四）に該当するものを除く。） （一）国際規格ISO230／2（1988）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0．006ミリメートル未満のもの （二）輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの

貨物のマトリックス表による検索のイメージ

- 輸出貨物の名称だけでなく、機能なども含め幅広に検索する。

<貨物のマトリクス表>　URL:　http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

貨物「工作機械」の場合

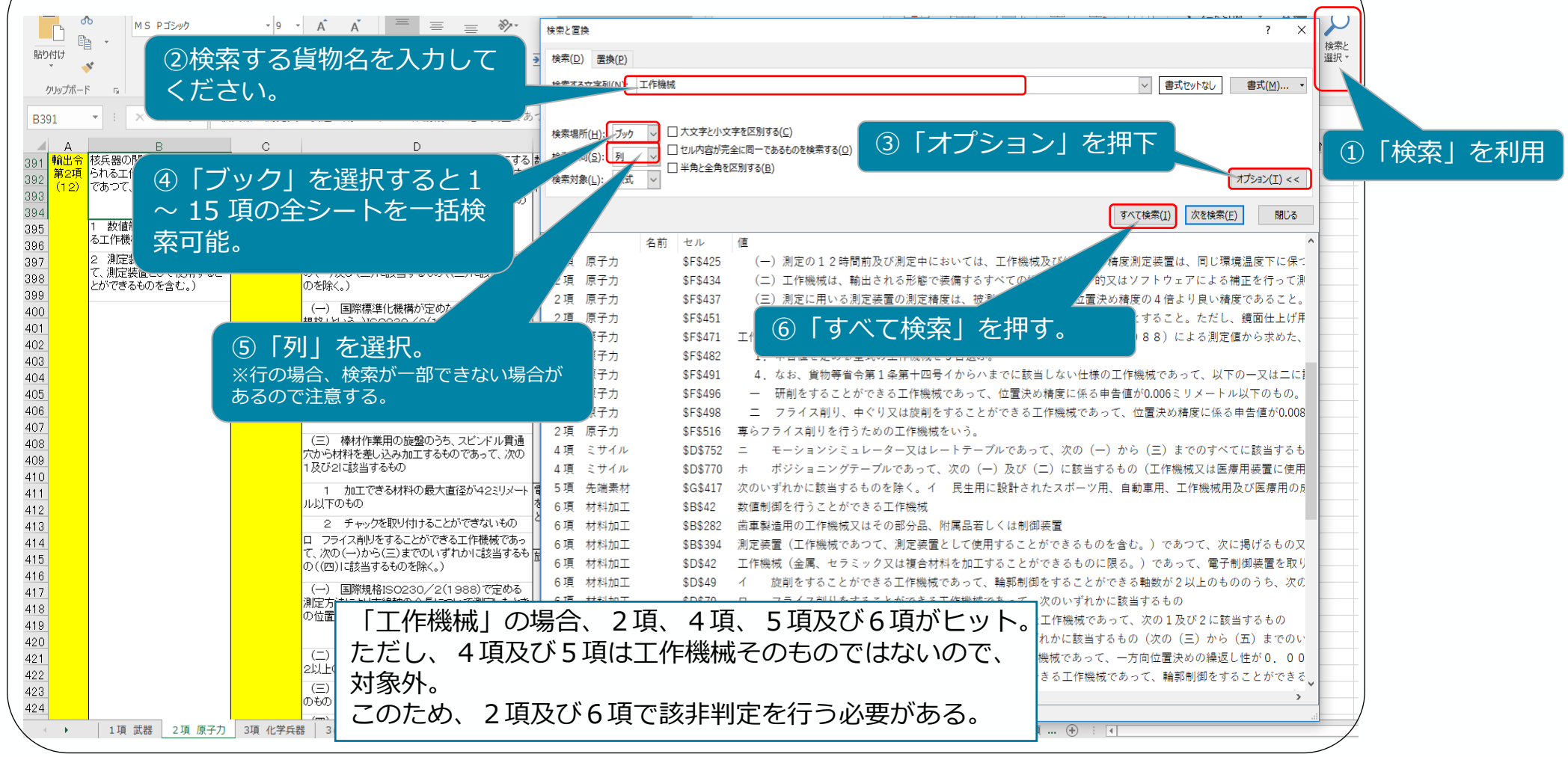

該非判定における主な留意点

1．「必要な技術」と「係る技術」

「必要な技術」：規制の**性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要**な技術

「係る技術」：貨物の設計、製造又は使用に**直接関係する**技術

2．複数項番による規制と「はみ出し技術」

例：

炭素繊維　2項(17)、4項(15)、5項(18)、13項(3)
工作機械　2項(12)-1、6項(2)
集積回路　7項(1)、9項(7)

イオン注入法を用いる非電子的基板用コーティング　6項

※各項番は確認を要する関係項目として示したもの

3．リスト規制技術は、毎年改正される

- 最新のリスト改正は２０２４年７月施行
- **輸出時点の最新リスト**で規制の有無を確認することが必要

4．部分品・附属品に対する規制

- 装置が規制されていなくても、その**部分品・附属品**が規制される場合がある
- 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されているか確認が必要

5．法令における名称と一般名称との不一致

例：

ＧＰＳ　→　**輸出令4項(18)**
アビオニクス装置又はその部分品

貨物等省令3条19号ハ
衛星航法システムからの電波を受信する装置

※経済産業省のＨＰにおいて「読替が必要な用語（例）」を公表

キャッチオール規制

- **「大量破壊兵器キャッチオール規制」**と**「通常兵器キャッチオール規制」**の2種類が存在。
- 大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられる**おそれの強い貨物例**は、経済産業省HPに掲載。

キャッチオール規制の「客観要件」で事前確認が必要となる事項

仕向地等 / 規制	国連武器禁輸国・地域	輸出令別表第3の地域を除く地域 （国連武器禁輸国・地域を除く）
大量破壊兵器 キャッチオール規制	①用途要件（使用目的） ✓ 大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か ②需要者要件（相手先） ✓ 大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否か ✓ 外国ユーザーリスト※1掲載の企業・組織か否か ※大量破壊兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなとき※2を除く。	
通常兵器 キャッチオール規制	①用途要件（使用目的） ✓ 通常兵器の開発等に用いられるか否か	ー

※1 外国ユーザーリストは毎年改正されるため、最新のリストを参照する必要がある。
※2 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン：大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続について

（参考１）大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

以下の貨物を輸出等する場合には、用途・需要者の確認を特に慎重に行うことが必要。

懸念される用途	品目
核兵器	1. リン酸トリブチル（ＴＢＰ）
核兵器、ミサイル	2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
	3. チタン合金
	4. マルエージング鋼
核兵器	5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管
核兵器、ミサイル	6. しごきスピニング加工機
	7. 数値制御工作機械
	8. アイソスタチックプレス
	9. フィラメントワインディング装置
核兵器	10. 周波数変換器
	11. 質量分析計又はイオン源
核兵器、ミサイル	12. 振動試験装置
	13. 遠心力釣り合い試験器
	14. 耐食性の圧力計・圧力センサー
	15. 大型の非破壊検査装置
核兵器	16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
	17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
	18. 大型発電機
	19. 大型の真空ポンプ
	20. 耐放射線ロボット
核兵器、ミサイル	21. ＴＩＧ溶接機、電子ビーム溶接機
核兵器	22. 放射線測定器
ミサイル	23. 微粉末を製造できる粉砕器
	24. カールフィッシャー方式の水分測定装置

懸念される用途	品目
ミサイル	25. プリプレグ製造装置
核兵器、ミサイル	26. 人造黒鉛
ミサイル	27. ジャイロスコープ
	28. ロータリーエンコーダ
	29. 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）
	30. クレーン車
生物兵器	31. 密閉式の発酵槽
	32. 遠心分離機
	33. 凍結乾燥機
ミサイル、化学兵器	34. 耐食性の反応器
	35. 耐食性のかくはん機
	36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器
	37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔
	38. 耐食性の充てん用の機械
ミサイル、生物・化学兵器	39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（ＵＡＶ）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）
	40. ＵＡＶに搭載するよう設計された噴霧器
化学兵器	41. N-(1-ﾌｪﾈﾁﾙ-4-ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾙ)ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾆﾘﾄﾞ(別名ﾌｪﾝﾀﾆﾙ)(437-38-7),N-[1-[2-(4-ｴﾁﾙ-5-ｵｷｿ-2-ﾃﾄﾗｿﾞﾘﾝ-1-ｲﾙ)ｴﾁﾙ]-4-(ﾒﾄｷｼﾒﾁﾙ)-4-ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾙ]ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾆﾘﾄﾞ（別名ｱﾙﾌｪﾝﾀﾆﾙ）(71195-58-9),ﾒﾁﾙ=1-ﾌｪﾈﾁﾙ-4-(N-ﾌｪﾆﾙﾌﾟﾛﾊﾟﾝｱﾐﾄﾞ)ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾝ-4-ｶﾙﾎﾞｷｼﾗｰﾄ(別名ｶﾙﾌｪﾝﾀﾆﾙ)(59708-52-0),1-(2-ﾒﾄｷｼｶﾙﾎﾞﾆﾙｴﾁﾙ)-4-(ﾌｪﾆﾙﾌﾟﾛﾋﾟｵﾆﾙｱﾐﾉ)ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾝ-4-ｶﾙﾎﾞﾝ酸ﾒﾁﾙｴｽﾃﾙ(別名ﾚﾐﾌｪﾝﾀﾆﾙ)(132875-61-7),N-[4-(ﾒﾄｷｼﾒﾁﾙ)-1-[2-(2-ﾁｴﾆﾙ)ｴﾁﾙ]-4-ﾋﾟﾍﾟﾘｼﾞﾙ]ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾆﾘﾄﾞ(別名ｽﾌｪﾝﾀﾆﾙ)(56030-54-7)

令和４年 10 月 7 日 時点

（参考２）大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

～シリア向けの場合～

懸念される用途	品目
化学兵器	１．ドラフトチャンバー
生物・化学兵器	２．フルフェイスマスクの呼吸用保護具
化学兵器	３．三塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(75-09-2)、Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、イソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、金属ナトリウム(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)　他
	４．ジエチレントリアミン(111-40-0)
	５．ブチリルコリンエステラーゼ、3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムプロミド(別名 臭化ピリドスチグミン)(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)
生物兵器	６．バイオセーフティキャビネット、グローブボックス
	７．バッチ式遠心分離機
	８．発酵槽
化学兵器	９．反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ（11．を除く。）、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔
生物兵器	10．クリーンルーム、ＨＥＰＡフィルター付きのファン
化学兵器	11．真空ポンプ又はその部分品
	12．化学物質の分析装置、検知装置等

懸念される用途	品目
化学兵器	１３．クロルアルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）
	１４．チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１５．ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１６．チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１７．アスベストの隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１８．ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	１９．ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	２０．圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの
	２１．水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブロモ(メチル)マグネシウム（75-16-1）、ホルムアルデヒド（50-00-0）、2,2'-イミノジエタノール（111-42-2）、炭酸ジメチル（616-38-6）　他

令和４年 10 月７日 時点

キャッチオール規制の対象範囲

- 輸出令別表第１又は外為令別表の**１６項**に定める貨物・技術（リスト規制品目以外で**食料や木材等を除く全て**の貨物・技術）
- １６項では、規制対象貨物等を関税定率法の別表（関税率表）の分類で規定。

関税率表

16項の規制対象貨物・技術・・・・**太字の**部門のうちリスト規制品目（1～15項）を除いたもの。

第1部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第1～5類）
第2部　植物性生産品（第６～14類）
第3部　動物性、植物性又は微生物性の油脂、動物性又は植物性のろう（第15類）
第4部　調調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品など（第16～24類）
第5部　鉱物性生産品（第25～27類）
第6部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第28～38類）
第7部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品など（第39･40類）
第8部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具など（第41～43類）
第9部　木材、木炭、コルク及びその製品など（第44～46類）
第10部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙など（第47～49類）
第11部　紡績用繊維及びその製品（第50～63類）　**うち第54～59類、63類**
第12部　履物、帽子、傘、つえ、羽毛製品など（第64～67類）
第13部　石、プラスター、セメント、陶磁製品、ガラスなど（第68～70類）
第14部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属など（第71類）
第15部　卑金属及びその製品（第72～83類）
第16部　機械類及び電気機器など（第84～85類）
第17部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第86～89類）
第18部　光学機器、写真用機器、測定機器、医療用機器など（第90～92類）
第19部　武器及び銃砲弾など（第93類）
第20部　雑品（家具、寝具、玩具など（第94～96類）**うち第95類（玩具･遊戯用具等）**
第21部　美術品、収集品及びこっとう（第97類）

事前許可取得の例外

- **公知の技術**や**基礎科学分野の研究活動**に伴う技術の提供など、**例外規定に**該当する場合には許可取得は不要。
- 意図しない法令違反を防ぐため、特例が適用できる場合／できない場合を正しく理解し、特例を適用する場合には**その根拠を組織として確認することが重要**。

公知技術の提供

公知の技術を提供する取引又は**技術を公知とするために**当該技術を提供する取引

- 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に**不特定多数の者に対して公開**されている技術を提供する取引
- 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等**不特定多数の者が入手可能な**技術を提供する取引
- 工場の見学コース、講演会、展示会等において**不特定多数の者が入手又は聴講可能な**技術を提供する取引
- **ソースコードが公開**されているプログラムを提供する取引
- 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を**不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする**取引

基礎科学分野の研究活動における技術提供

自然科学の分野における現象に**関する原理の究明を主目的**とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、**特定の製品の設計又は製造を目的としない**もの

（例）宇宙の生成過程に関する研究
素粒子理論に関する研究　　など

輸出許可申請の主な流れ

Ⅰ. 申請書類・窓口の確認
経産省HPより、取引を行う貨物／技術およびそれらの仕向地に応じた**申請書類**と**窓口**を確認

Ⅱ. 調査事項リスト①～⑲の確認
経産省HP掲載の調査事項リストを元に、大量破壊兵器の開発等を増長する懸念がないか確認

Ⅲ. 許可申請書類の準備
経産省HPの案内に従い、許可申請**書類一式の準備**

Ⅳ. 申請
電子申請（NACCS）：経産省HPより申請方法を参照しつつ申請。
※許可申請の受付は電子申請のみ。

Ⅴ. 受理状況の確認
電子申請：NACCS上にて、進捗状況のステータスから確認。
※要件を満たさない場合や不備等があった場合は、許可申請書類の**返却や資料の追加提供依頼**あり

Ⅵ. 許可証の受領
電子申請：経産省より許可の旨がメール配信され、NACCS上にて許可証交付

※申請の際にはガイダンス資料を参照

（参考）輸出管理の頻出トピックに係る根拠規程

規程	主な内容
外為法	許可申請手続（技術: 25条、貨物: 48条）、罰則（69条~）
輸出貿易管理令／外国為替令（政令）	リスト規制／キャッチオール規制対象品目（輸出令１条／別表１、外為令17条／別表）
貨物等省令 *輸出貿易管理例別表第一及び外国為替令別表の規程に基づき貨物又は技術を定める省令	リスト規制対象品目の仕様（スペック）
貿易外省令 *貿易関係貿易外取引に関する省令	許可申請の例外条件（許可を要しない役務取引等）（9条）
運用通達／役務通達	用語の解釈 「特定類型」の定義、該当性の判断に係るガイドライン（役務通達）
外国為替法令の解釈及び運用について（抄） （財務省通達）	居住者・非居住者の区分
補完規制通達 *大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について	キャッチオール規制に基づく具体的な確認事項 用途確認・需要者確認 「おそれの強い貨物」 「明らかなとき」を判断するためのガイドライン

２．大学等における安全保障貿易管理の留意点

管理体制と役割分担の例

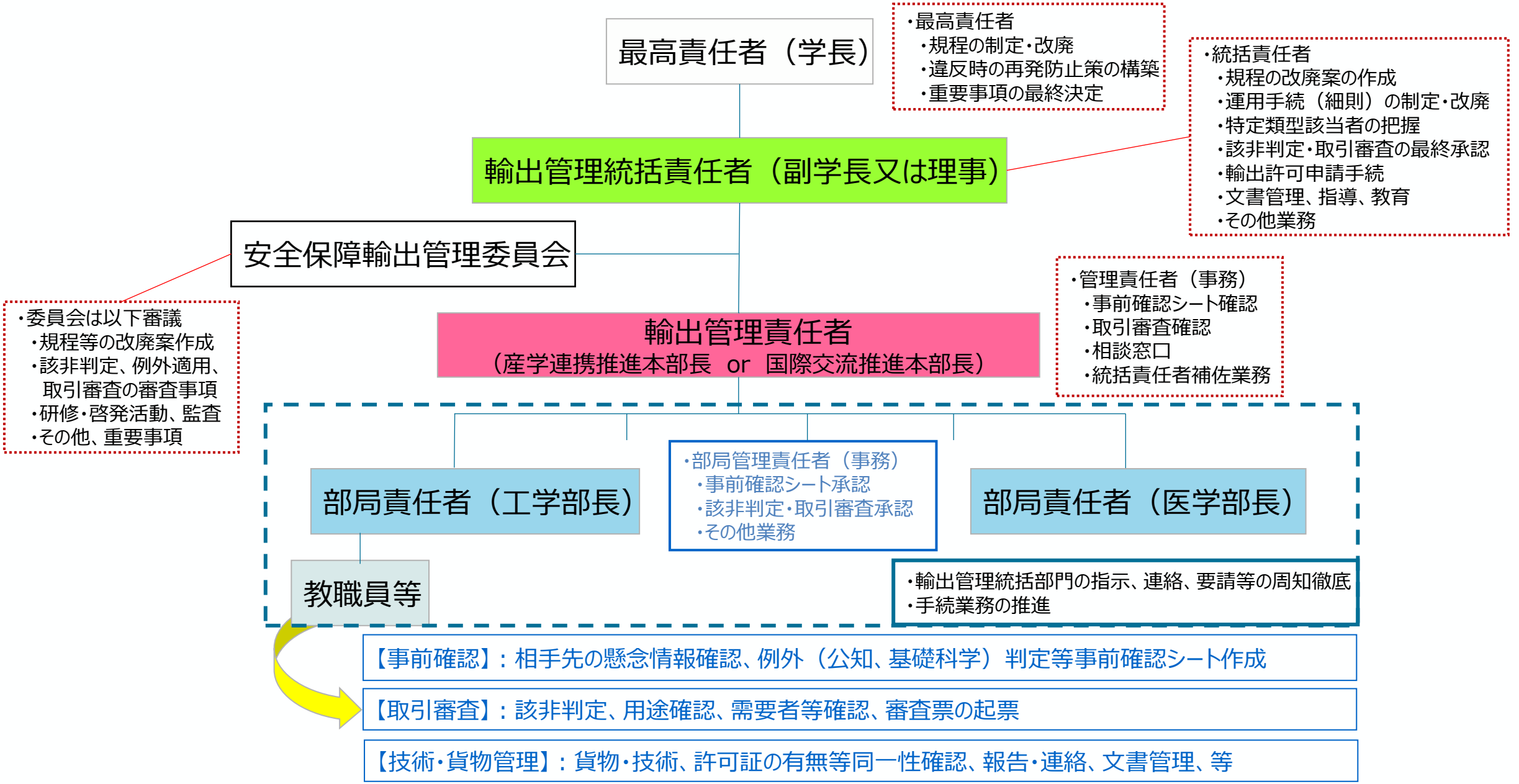

大学等における一般的な学内審査の流れ

- **事前確認**により詳細な取引審査（受入審査）の必要性を検討し、責任部門で判断。
- **取引審査（受入審査）**により組織として取引（受入れ）の実施可否を判断。
- 取引（受入れ）時に許可の要否を判断し、**必要な場合は許可取得後に取引（受入れ）を開始。**

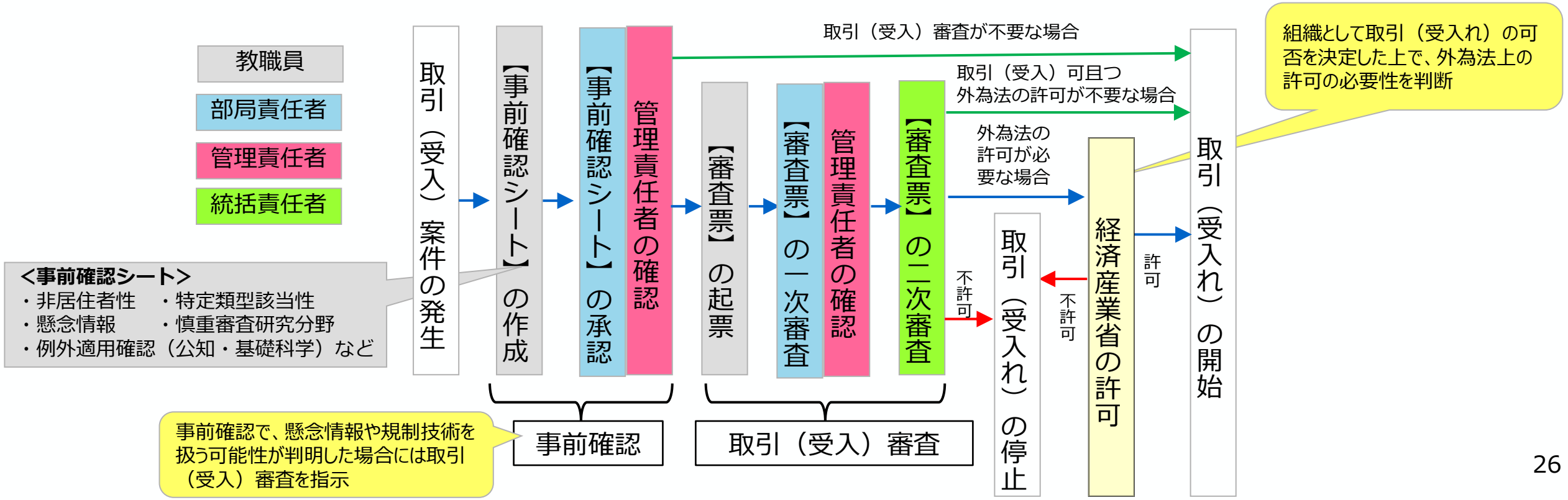

留学生等の入口・中間・出口の各段階における管理

- 留学生等の受入れや採用時（入口）、在学・在職中（中間）、卒業・退職時（出口）における管理の**3段階の管理**が重要。
- **入口管理の重要性**：中間・出口管理の効果的な実施、入学後のトラブル回避

入口管理

- 入学／採用時の審査
- （留学生の）大学卒業後の大学院／研究機関進学／採用時の審査

中間管理

- 機微技術提供時の提供管理
- 一時帰国時の技術持ち出し管理
- 研究内容の高度化・変更等の状況変化の際の提供技術管理

出口管理

- 卒業／帰国時の技術持ち出し管理

留学生等受入れの事前確認における確認情報の具体例

基本情報の確認

氏名、出身国（国籍）、出身組織（研究室、指導教官を含む）、区分（博士、修士等）、受入予定期間、学部／学科、研究科／専攻、受入研究室、指導教員、特定類型該当性、研究内容等（研究分野、研究計画、提供予定技術の概要等）

懸念情報の確認

- 出身組織が外国ユーザーリストに掲載されているか
- 出身国が懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国であるか
- 出身組織が兵器等の開発等に関与しているか
- 出身国又は出身組織から財政支援を受けているか
- 帰国後に、軍事関連組織に就職する予定があるか
- 過去の研究内容が、兵器等の開発等の疑いがあるか

例外規定の確認

- 提供する技術が公知に該当するか（判断根拠を明確にすること）
- 提供する技術が基礎科学に該当するか（判断根拠を明確にすること）

研究内容の確認

- 受入先の研究内容がリスト規制技術に該当するか
- 研究分野が「慎重な審査が必要となる研究分野一覧」に該当するか

中間管理と出口管理

- 意図せぬ無許可輸出を防止するために研究室内における**情報管理の徹底**と**教育**が重要。
- 時間経過に伴い、**受入当時の判断の前提条件が変わる場合**がある。
- **卒業時・退職時**には**注意喚起**を行うと共に、可能であれば**誓約書の取得**を。

中間管理の観点から注意を要する個別局面

- 留学生等による海外出張・一時帰国
- 留学生等の出身組織が新たに「外国ユーザーリスト」に追加された
- 進学に伴う研究内容の高度化
- 在学中に新たに特定類型該当者となった（奨学金受給、クロスアポイントメント等）

問合せ先：経済産業省 安全保障貿易管理課

bzl-daigaku (at)meti.go.jp

※(at)は@に置き換えてください